試料溶液の調製　本品を必要に応じ粉砕した後、表示力価に従い、試験を行うために必要な量を有効数字3桁まで量り、その数値を記録し、1mL当たりの濃度が約1mg（力価）となるよう、アセトン・2mol／L塩酸試液・水混液（10：1：15）一定容量を全量ピペットを用いて加え、かき混ぜ、以下クロルテトラサイクリン製造用原体の規定を準用する。

(ｲ)　製造の方法の基準

クロルテトラサイクリン製造用原体に、賦形物質を混和し、必要に応じて造粒して製造すること。

(ﾛ)　保存の方法の基準

クロルテトラサイクリン製造用原体の保存の方法の基準を準用する。

(ﾊ)　表示の基準

本品の直接の容器又は直接の被包に、次の文字を記載すること。

有効期間　製造の翌月から2年

(116)～(160)　（略）

(114)～(158)　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和元年十二月二十七日から施行する。

○農林水産省令第三十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第七条第一項及び第二項第四号から第六号までの規定に基づき、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月八日

農林水産大臣　江藤　拓

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年農林省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	
第十二条　法第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類は、次に掲げるとおりとする。	
一～三　（略）	
（削る）	
四　（略）	
（削る）	
五～十二　（略）	
別表第一（第十四条関係）	
特定飼料等の種類	特定飼料等製造設備
（略）	（略）
亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、エンラマイシン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ビコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネン	（略）

改正前	
第十二条　法第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類は、次に掲げるとおりとする。	
一～三　（略）	
四　アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン	
五　（略）	
六　クロルテトラサイクリン	
七～十四　（略）	
別表第一（第十四条関係）	
特定飼料等の種類	特定飼料等製造設備
（略）	（略）
亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシン	（略）